

## 24 地震

### 【事例】

授業中に地震が発生し、震度6強の激しい揺れに襲われた。

#### ○発生時の対応のポイント

##### [初期対応（安全確保・状況把握）]

- ・児童生徒等に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞆、本等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・廊下、運動場、体育館等の広い場所においては、中央部に集まってしゃがむよう指示する。
- ・避難口を確保するため、出入口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

##### [二次対応（避難指示・誘導）]

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や警報等の発表の有無、停電や断水等の状況を把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・学校施設の安全点検を行い、危険箇所がある場合は、立入禁止の表示等を行うとともに、既存の図面等に当該箇所を表示し、教職員に周知する。
- ・授業担当者は、児童生徒等の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）を確認するとともに、児童生徒等の不安を増大させないようその場に留まる。
- ・発生時に授業を担当していない教員は、分担して各教室に急行し、授業担当者から児童生徒等の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況等を確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。
- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当者は、指示に従い、児童生徒等の避難を開始する。その際、「走らない」「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイク等を用いて伝える等、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

##### [避難場所での対応]

- ・授業担当者又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童生徒等や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

##### [教育委員会への報告]

- ・管理職は、災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

##### [事後対応]

- ・警察、消防署等の関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した児童生徒等がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童生徒を地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・事故の発生直後から、児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- ・電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等で対応する。

- ・長期休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒等、保護者との連絡体制を確認する。

#### ○防災対策のポイント

##### [事前の対応策]

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- ・校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。

##### [安全教育の徹底]

- ・学校の教育活動全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招聘した講演会、地域住民や関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行う等、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒等や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。
- ・関係機関等と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用方法等、応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

##### [安全管理の徹底]

- ・学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、臨時休校の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練を通して、防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。
- ・書棚やロッカー等が地震発生時に移動・転倒しないよう対策を行う。
- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いため、電子メール等の代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化する等、情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- ・地震発生後の児童生徒の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について予め定めておく。